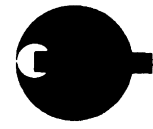


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

| | | | |
|-----------------------------|---|---------------------------------|---|
| ○建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築課) | 一 | 談支援助事業者からの事業所の変更等の届出(障害福祉課) | 二 |
| ○専営土地改良事業の工事の完了(建築課) | 一 | ○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定相 | 二 |
| ○道路の区域変更(道路維持課) | 一 | ○奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | 六 |
| ○右同 | 一 | | |
| ○右同 | 一 | | |
| ○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(医大・病院課) | 五 | | |
| ○奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | 六 | | |

規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十四号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則
建築基準法施行細則(昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「第四十八條第十三項」を「第四十八條第十四項」に改める。
附則
この規則は、平成十九年十一月三十日から施行する。

告示

奈良県告示第二百九十三号
専営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十三條の第三項の規定により公告する。
平成十九年十一月二十七日
奈良県知事 荒井正吾

| 事業名 | 確定年月日 | 地区名 | 事業年度 | 完了年月日 |
|----------|-------------|------|-----------------|-------------|
| 専営ほ場整備事業 | 平成三年十二月二十五日 | 葛城地区 | 平成二年度から平成十四年度まで | 平成十五年五月三十一日 |

奈良県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月二十七日
奈良県知事 荒井正吾

| 区間 | 区域変更の前後別 | | 敷地の幅員メートル | 延長メートル | 備考 |
|--------------------|-------------------|-------------------|--------------|--------|--|
| | 前 | 後 | | | |
| 吉野郡上北山村西原一〇五五番地一から | A 一〇・二 四〇・五 | A 一〇・二 四〇・五 | 一〇・二 四〇・五 | 二七三・七 | 真治谷橋 L11三・七m 高田和橋 L11四六・五m |
| 吉野郡上北山村西原一〇四八番地一まで | A 一〇・二 四〇・五 | A 一〇・二 四〇・五 | 一〇・二 四〇・五 | 二七三・七 | 真治谷橋 L11三・七m 高田和橋 L11四六・五m |
| | A 一〇・二 四〇・五 | B 九・〇 二四・六 | 九・〇 二四・六 | 二〇七・四 | 和佐又トンネル L11九・二五・〇m 無名橋 L11一〇・〇m |

奈良県告示第二百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 月瀬針線
- 三 道路の区域

| | | | | | |
|------|--|----------|-------|------|----|
| 路線番号 | 25 | 区域変更の前後別 | 敷地の幅員 | 延長 | 備考 |
| 区間 | 奈良市邑地町六〇番二の 一先から 奈良市邑地町六七番一先 まで | 前 | 五・四 | 四〇・五 | |
| | | 後 | 五・四 | 四〇・五 | |
| | | | 二二・四 | | |

公 告

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成十九年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

| | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|-------------|-------|
| 事業者の名 | 事業者の主たる | 事業所の名 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
| 称 | 事務所所在地 | 称 | 地 | 又は相談 | |

| | | | | | | |
|-----------|---------------|--------------|-----------|-------------|-------------|---------|
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台二 | ニチイケア センター大和 | 野東町一〇上田ビル | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成十九年十一月十六日 | 支障事業者の別 |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台二 | ニチイケア センター極原 | 七三三四 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成十九年十一月十六日 | |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台二 | ニチイケア センター八木 | 一五三〇 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成十九年十一月十六日 | |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台二 | ニチイケア センター八木 | 一五三〇 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成十九年十一月十六日 | |
| 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台二 | ニチイケア センター八木 | 一五三〇 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成十九年十一月十六日 | |

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者から次のとおり変更及び廃止した旨の届出がありました。

平成十九年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

| | | | | | |
|-------|---------|-------|---------|----------|------|
| 事業者の名 | 事業者の主たる | 事業所の名 | 事業所の所在地 | 障害福祉サービス | 変更年月 |
| 一 変更 | | | | | |

| | | | | | |
|--------------------|-------------|--------------------|------------|-------------|------------|
| 称 | 事務所所在地 | 称 | 地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
| 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会 | 大和高田市池田四一八一 | 社会福祉法人大和高田市社会福祉協議会 | 大和高田市吉井四〇一 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成十九年十一月一日 |

二 廃止

| | | | | | |
|--------------|---------------|----------------|---------------|-------------|------------|
| 称 | 事務所所在地 | 称 | 地 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
| 特定非営利活動法人自然塾 | 天理市松垣町七四三一 | 特定非営利活動法人みんなの家 | 天理市松垣町七四三一 | 相談支援 | 平成十九年四月三十日 |
| 特定非営利活動法人つじ庵 | 宇陀市榛原区天満台西三七一 | 特定非営利活動法人つじ庵 | 宇陀市榛原区天満台西三七一 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成十九年九月三十日 |
| 有限会社宏信 | 生駒郡三郷町立野南二二四一 | あさひ | 北葛城郡河合町穴閣二〇七 | 居宅介護 重度訪問介護 | 平成十九年九月三十日 |

| | | | | | |
|--------------|------------------|----------------------------------|------------------|---------------|--------------|
| 株式会社コ ムスン | 東京都港区六本 木六一〇一 | 株式会社コ ムスン奈良 ケアセンタ | 奈良市白毫寺 町八三五一 | 居宅介護 重度訪問介 | 平成十九 年十月三 |
| 株式会社コ ムスン | 東京都港区六本 木六一〇一 | 株式会社コ ムスン奈良 かつらぎケ アセンター | 大和高田市西 町二八六一二 | 居宅介護 重度訪問介 | 平成十九 年十月三 |
| 株式会社コ ムスン | 東京都港区六本 木六一〇一 | 株式会社コ ムスン橿原 ケアセンタ | 橿原市城殿町 二五四一六 | 居宅介護 重度訪問介 | 平成十九 年十月三 |
| 株式会社コ ムスン | 東京都港区六本 木六一〇一 | 株式会社コ ムスンはい ばらケアセ ンター | 宇陀市榛原区 萩原二四二九 | 居宅介護 重度訪問介 | 平成十九 年十月三 |
| 株式会社コ ムスン | 東京都港区六本 木六一〇一 | 株式会社コ ムスンよし の桜ケアセ ンター | 吉野郡大淀町 越部一六一九 | 居宅介護 重度訪問介 | 平成十九 年十月三 |
| 株式会社コ ムスン | 東京都港区六本 木六一〇一 | 株式会社コ ムスンよし の桜ケアセ ンター | 吉野郡大淀町 越部一六一九 | 居宅介護 重度訪問介 | 平成十九 年十月三 |
| 株式会社コ ムスン | 東京都港区六本 木六一〇一 | 株式会社コ ムスンよし の桜ケアセ ンター | 吉野郡大淀町 越部一六一九 | 居宅介護 重度訪問介 | 平成十九 年十月三 |

| | | | | | |
|---------------|-----------------|-----------------------|-----------------|---------------|--------------|
| 有限会社ユ ーシヨウ | 奈良市六条西四 一四一九 | ユークケア訪 問介護サ ービス | 奈良市六条西 四一四一九 | 居宅介護 重度訪問介 | 平成十九 年十月三 |
|---------------|-----------------|-----------------------|-----------------|---------------|--------------|

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条第一項の規定により、指定障害者支援施設から次のとおり指定を辞退する旨の届出がありました。

平成十九年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

| 設置者の名 | 設置者の主たる事務所の所在地 | 施設の名称 | 施設の所在地 | 昼間実施サ ービスの種 類 | 辞退年月 日 |
|---------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------------|--------------------|
| 社会福祉法 人こぶしの 会 | 奈良市古市町五 二九一四 | コミュニティ イワークこ ツから | 奈良市古市町 五二九一四 | —— | 平成十九 年九月三 十日 |
| 社会福祉法 人三寿福祉 会 | 大和郡山市矢田 町大谷三八二 一 | ひかり園 | 大和郡山市矢 田町大谷三八 二一 | —— | 平成十九 年九月三 十日 |
| 社会福祉法 人三寿福祉 会 | 五條市住川町一 一六三一二 | 知的障害者 更生施設つ わぶき苑 | 五條市住川町 一六三一二 | —— | 平成十九 年九月三 十日 |
| 育成福祉会 | 二 | —— | 二一二 | —— | 平成十九 年九月三 十日 |

都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

- 平成十八年十二月二十二日第七八二二八号
- 平成十九年八月八日第七八一二八一号
- 平成十九年九月二十六日第七八一二八一号
- 平成十九年十一月五日第七八一二八一三三三三号

二 検査済証番号

- 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十二月十四日第六八一八号
- 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十一月十四日第四二六七号

三 開発区域に含まれる地域

- 北葛城郡河合町池部一丁目二五〇番地ノ一の一部及び二五二番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- 大和郡山市城南町五番三七号
- プレステ株式会社 代表取締役 吉本剛二

五 公共施設の種別、位置及び区域

- 道路 北葛城郡河合町池部一丁目二五二番地ノ一の一部
- 下水道 北葛城郡河合町池部一丁目二五二番地ノ一の一部
- 水路 北葛城郡河合町池部一丁目二五二番地ノ一の一部

一 許可番号

- 平成十九年七月五日第八〇一五四号

二 検査済証番号

- 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十二月十三日第六八八六号
- 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十一月十三日第四二六六号

三 開発区域に含まれる地域

- 葛城市北花内一八〇番地及び一八一番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

| | | |
|---|---|---|
| <p>香芝市旭ヶ丘二丁目九番地ノ一〇 三洋建設株式会社 代表取締役 牧浦徹</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 葛城市北花内一八〇番地及び一八一番地ノ一の各一部 公園 葛城市北花内一八一番地ノ一の部 下水道 葛城市北花内一八〇番地及び一八一番地ノ一の各一部</p> <p>一 許可番号 平成十九年七月三十日第八〇一七二号 平成十九年十一月六日第八〇一七二一号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月十九日第六八一九号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十一月十九日第四二六八号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 生駒郡平群町西宮三丁目二七番地ノ一、二七番地ノ二、二七番地ノ三、二七番地ノ四、二七番地ノ二、二七番地ノ三、二七番地ノ五及び二七番地ノ一八</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府八尾市東山本新町三丁目三番二〇号 立岡産業株式会社 代表取締役 立岡孝三</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 生駒郡平群町西宮三丁目二七番地ノ三、二七番地ノ四、二九番地ノ三及び二二〇番地ノ一八 下水道 生駒郡平群町西宮三丁目二七番地ノ三、二七番地ノ四、二九番地ノ三及び二二〇番地ノ一八の各一部</p> <p>一 許可番号 平成十九年九月四日第八〇一〇一〇号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月十四日第六八一七号</p> | <p>三 開発区域に含まれる地域 香芝市関屋北五丁目二四九番地ノ三六の一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香芝市関屋北七丁目七番地ノ二 佐々木章夫</p> <p>一 許可番号 平成十九年十月十五日第八〇一三三三号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月十九日第六八二〇号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 大和郡山田馬司町四〇番地ノ四の一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大和郡山田西田中町二六九番地 石田明子</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。 平成十九年十一月二十七日 奈良県知事 荒井正吾</p> <p>一 許可番号 平成十九年七月二日高士第一九一七号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月二十九日高士第六九四号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月二十九日高士第二八八号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 香芝市鎌田四三五番地ノ一</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香芝市真美ヶ丘五丁目三番地ノ二九</p> | <p>葛城建設株式会社 代表取締役 岩元文彦</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 香芝市鎌田四三五番地ノ二の一部 下水道 香芝市鎌田四三五番地ノ二の一部</p> <p>一 許可番号 平成十九年八月十三日高士第一九一〇号 平成十九年十一月五日高士第一九一〇一〇号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十一月八日高士第六九五号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 香芝市西真美一丁目三番地ノ五</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 香芝市下田東四丁目二番地ノ二二 松本正昭</p> <p>一 許可番号 平成十九年八月二十二日高士第一九一四号</p> <p>二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十月二十四日高士第六九三号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十月二十四日高士第一八七号</p> <p>三 開発区域に含まれる地域 葛城市柿本一七五番地ノ二の一部</p> <p>四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 葛城市竹内三九三番地 株式会社大地不動産 代表取締役 阪口馬左也</p> <p>五 公共施設の種類、位置及び区域 道路 葛城市柿本一七五番地ノ二の一部 下水道 葛城市柿本一七五番地ノ二の一部</p> |
|---|---|---|

| | | |
|--|---|---|
| <p>物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。 なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受けるものです。 平成19年11月27日 奈良県知事 荒井正吾</p> <p>第1 競争入札に付する調達の内容 1 入札物件 全身用コンピュータ断層撮影装置の購入 2 入札物件の数量及び特質 奈良県立三室病院全身用コンピュータ断層撮影装置 一式 3 納入期限 平成20年3月31日（月） 4 納入場所 生駒郡三郷町三室1丁目14番16号 奈良県立三室病院 5 入札方法 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>第2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる1から5までに該当する者が、この入札に参加することができます。 (1) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に係る指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。 (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目E1医療機器で登録されている者又は営業種目E1医療機器・用品（登録年月日が平成19年1月1日</p> | <p>以降のもの）で登録している者であること。 なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、第3の4に示す場所に入札参加資格審査の申請を行ってください。 (4) この公告に示した調達物品又はこれと同等の物品に係る製造実績又は納入実績がある者であること。 (5) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であって、かつ、当該購入物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されているものであること。 第3 入札書の提出場所等 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、契約を担当する部署等の名称、入札説明書の交付場所、入札参加資格の申請場所及び問い合わせ先 〒636-0802 生駒郡三郷町三室1丁目14番16号 奈良県立三室病院総務課管理係 電話番号（代表）0745-32-0505（内線2214） 2 入札説明会の日時及び場所 平成19年12月5日（水）午前11時00分 奈良県立三室病院2階会議室A 3 入札の日時及び場所 平成20年1月10日（水）午前11時00分 奈良県立三室病院2階会議室A 4 入札参加資格審査の申請 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁1棟1階） 電話番号（直通）0742-27-8908 5 郵便による入札 入札書は、郵便で差出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「奈良県立三室病院全身用コンピュータ断層撮影装置の購入に係る入札書」と朱書して、入札の日の前日までに到着するようにしてください。</p> | <p>第4 その他 1 契約の手續において使用する言語及び通貨</p> |
| <p>第4 その他 1 契約の手續において使用する言語及び通貨</p> | <p>第4 その他 1 契約の手續において使用する言語及び通貨</p> | <p>第4 その他 1 契約の手續において使用する言語及び通貨</p> |
| <p>第4 その他 1 契約の手續において使用する言語及び通貨</p> | <p>第4 その他 1 契約の手續において使用する言語及び通貨</p> | <p>日本語及び日本国通貨とします。 2 入札保証金 免除します。 3 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。 4 入札者に要求される事項 (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第2の4及び5に関し、調達物品適合規格承認申請をするともに、調達物品又はこれと同等の物品に係る製造実績又は納入実績証明書及び調達物品を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。 なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。 (2) (1)の提出書類等に基づき第2の4及び5の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。 (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。 (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。 5 入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者が入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。 6 契約書作成の要否 要しませぬ。 7 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。 8 調達手續の停止等</p> |

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

10 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

- 1 Nature and quantity : Purchase of one set of Multi Slice Computed Tomography Device System Nara Prefectural Minuro Hospital
- 2 Time Limit of Tender (by hand) : January 10, 2008 11:00 a.m.
- 3 Time Limit of Tender (by mail) : January 9, 2008
- 4 Contract point for the notice : The General Affairs Division.
Nara Prefectural Minuro Hospital
1-14-16 Minuro, Sango-Cho, Ikoma-gun, Nara Pref. 636-0802, JAPAN
TEL 0745-32-0505 (extension 2214)

| |
|----------------|
| 公安委員会規則 |
|----------------|

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年11月27日

奈良県公安委員会
委員長 菊池 攻

奈良県公安委員会規則第15号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第7号キ及び第10条第1項第9号サ中「通常郵便物」を「郵便物」に改める。

第18条の10第1項中「第40条第1項」を「第18条の8第1項」に改める。
別記様式第17号の2の10（裏）中「終了させ」を「終了させ」に改める。

別記様式第17号の2の12中「返信用封筒で」を削り、「下さい」を「ください」に、「郵便貯金」を「株式会社ゆうちょ銀行の口座」に、「を記入してください（請求者ご本人の口座に限り）」を「（請求者ご本人の口座に限り）」に改める。

照会先

を

返送（照会）先

に改める。

別記様式第17号の2の17中「返信用封筒で」を削り、「郵便貯金」を「株式会社ゆうちょ銀行の口座」に、「を記入してください（請求者ご本人の口座に限り）」を「（請求者ご本人の口座に限り）」に改める。

照会先

を

返送（照会）先

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 奈良県
奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二二一三三三

印刷 株式会社春日
奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二二五七七三

【お問い合わせ】 一から 三十五五五五 一照集の 一枚の 老四十六日（共）送別

本誌は再生紙を使用しています。